

患者様へ

【保険診療における届出内容等の一連の掲載について】

厚生労働省交付の下記規定事項に基づき、当院の診療報酬に関する一連の項目を掲載いたします。

○基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（保医発 0305 第 5 号 令和 6 年 3 月 5 日）

○基本告示：基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 58 号 令和 6 年 3 月 5 日）

○特掲通知：特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（保医発 0305 第 6 号 令和 6 年 3 月 5 日）

○掲示事項：「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について（保医発 0327 第 10 号 令和 6 年 3 月 27 日）

○明細書関係通知：医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について（保発 0305 第 11 号 令和 6 年 3 月 5 日）

○保険外費用通知：「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について（保医 0321 第 5 号 令和 6 年 3 月 21 日）

ご不明な点は当院・受付までお問い合わせください。

※いただいた質問に対し即答できかねる場合がございます。予めご了承ください。 院長

【医療情報取得加算及び医療 DX 推進体制整備加算】

○オンライン資格確認システムを活用した各種医療情報の活用について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して、より適切な医療を提供できるよう取り組んでいる医療機関です。具体的には以下の通りです。

・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、診療を実施しています

・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります

【機能強化加算・生活習慣病管理料】

○当院における「かかりつけ医機能及び生活習慣病に関する診療」について

当院は、

- ・健康相談や予防接種に係る相談
- ・患者さまに係るケアマネジャーや相談支援専門員からの相談及び健康・福祉サービスに関する相談

・患者さまの状態に応じ、28 日以上の長期の処方 又はリフィル処方せんの発行などの対応

- ・体調悪化時における緊急時の対応等
- を行っております。お気軽にご相談ください。

【一般名処方加算】

〇処方せんにおける「一般名処方」について

現在、一部の医薬品の供給が不安定であり、また、令和6年 10 月より、後発品のある先発品を患者さまのご希望を踏まえ処方した場合には、新たな患者負担が発生する制度が導入されています（医療上の必要性がある場合等は除く）。

当院では、薬局で患者さまへスムーズに医薬品が提供されるよう患者さまの診療内容に基づきながら、国の推進する「一般名処方」を実施しております。

一般名処方とは、商品名ではなく有効成分を処方せんに記載することであり、有効成分が同一であれば、薬局さまにて原則どの後発品も調剤可能とする方法です。なお、医薬品によっては一般名処方できない場合もありますこと、あらかじめご了承ください。ご不明な点等がございましたら、当院受付までご相談ください。

【明細書発行体制等加算】

〇個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行することと致しました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

【手術件数の掲載】

医科点数表第 2 章第 10 部手術・通則 5 及び 6 に掲げる手術の実績は以下の通りです。
(2024 年 1 月～12 月)

* 靱帯断裂形成手術 〇件

* 人工関節置換術 〇件

* 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術 〇件

【長期収載品処方における選定療養制度】

〇長期収載品の処方における「選定療養」制度について

令和6年 10 月より、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、診療上医師の認める

理由のないものの先発医薬品の処方を希望される場合は特別の料金をお支払いいただくこととなりました（長期収載品の処方における選定療養制度）。この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

※必要に応じて厚労省作成ポスター④も活用してください。

【四国厚生支局への施設基準登録】

○厚生支局への施設基準の届け出を行っている旨の掲示

当院は各診療報酬点数項目基準に基づき以下の点数項目について地方厚生局への届け出を行っています。

- 基本診療料関係

- 機能強化加算

- 医療 DX 推進体制整備加算

- 時間外対応加算 1

- 有床診療所入院基本料

- 夜間看護配置加算 2

- 看取り加算

- 有床診療所急性期患者支援病床初期加算

- 有床診療所在宅患者支援病床初期加算

- 有床診療所療養病床入院基本料

- 看取り加算

- 有床診療所急性期患者支援病床初期加算

- 有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算

- 有床診療所療養病床入院基本料在宅復帰機能強化加算

- 入退院支援加算 2

- 入院時食事療養費

- 特掲診療料関係

- 二次性骨折予防継続管理料 3

- 在宅療養支援診療所 2

- がん治療連携指導料

- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

- 脳血管疾患リハビリテーション料 2

- 運動器リハビリテーション料 1

- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術

- 外来在宅ベースアップ評価料

- 入院ベースアップ評価料

- 酸素価格の報告

【入院基本料に係る事項】 病床数及び看護職員等数の掲示

【許可病床数】

19 床(一般病床7 床、療養病床12 床)

【入院基本料に関わる事項】

当診療時には、看護職員4名以上(内看護師が2 名以上)と看護補助者2名以上勤務しています。

【保険外負担】

○保険外負担の掲載について

1.特別療養環境の提供

一般個室 5床 差額室料 3300円/日・4400円・5500円・6600円

2.当院では患者さまの希望に応じて衛生材料等を限定的に販売しております。

(例)

・ガーゼ	1 枚	40円
・紙テープ	1 本	70円
・おしりふき	1 個	340円
・おむつ等	1 枚	150円
・ティッシュ	1 個	60円
・尿取りパッド	1 枚	30円
・ゴミ袋(ロール)	1 本	120円

3.診断書等の文書交付については、内容に応じて下記の範囲で費用をご負担願います。

・診断書等の各種文書料 1100円～11000円(内容・様式によって価格が増減いたします。)

※上記掲載のものには消費税分を加算いたします

詳しくは当院受付までお問い合わせください。